２０２３年度（令和５年度）
藤沢市地域密着型サービス事業者
募集要項

～２０２４年度（令和６年度）開設に向けて～

２０２３年（令和５年）３月１６日

藤沢市福祉部介護保険課

目　次

１　趣旨 ………………………………………………………… 1

２　募集内容 …………………………………………………… 1

３　応募資格 …………………………………………………… 1

４　日常生活圏域別（１３地区）の現状 ……………………… 2

５　応募方法 …………………………………………………… 4

６　地域住民等への説明 ……………………………………… 5

７　応募要件 …………………………………………………… 5

８　審査・選定方法 …………………………………………… 7

９　選定後の流れ ……………………………………………… 8

10　応募にあたっての留意事項 ……………………………… 8

11　藤沢市介護施設等整備事業費補助金 …………………… 9

12　禁止事項と欠格事項等 …………………………………… 9

13　スケジュール ……………………………………………… 9

14 災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン……………… 10

15　問合せ先 …………………………………………………… 11

16　提出書類一覧 ……………………………………………… 11

１　趣旨

本市では、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう地域密着型サービス事業所の計画的な整備を進めています。

本募集は、第８期藤沢市介護保険事業計画（令和３年度～令和５年度）に基づき、補助金を活用して地域密着型サービス事業所を整備運営する事業者を募集し、地域の一員として地域密着型サービス事業所を整備・運営するにふさわしい指定候補事業者を選定することを目的に実施するものです。

２　募集内容

（１）整備対象年度

原則、令和６年度中（２０２５年（令和７年）３月３１日まで）に開設すること。

（２）募集するサービス種類・整備区分・整備数・日常生活圏域

<table>
<tr><th>サービス種類</th><th>整備区分</th><th>整備数</th><th colspan="2">整備予定地（日常生活圏域）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">看護小規模多機能型居宅介護</td><td rowspan="2">創設</td><td rowspan="2">３事業所</td><td>本体事業所</td><td rowspan="2">片瀬・辻堂・村岡
明治・善行・遠藤
湘南台・御所見</td></tr>
<tr><td>サテライト型事業所</td></tr>
<tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td><td>創設</td><td>１事業所</td><td>本体事業所</td><td>片瀬・村岡・藤沢
善行・湘南大庭
六会・遠藤・長後
御所見</td></tr>
</table>

※なお、補助金を活用せずに、地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は除く。）の開設を希望する場合は、今回の募集手続きを経ずに、介護保険法に基づく指定申請を行ってください。この場合、圏域の指定はありません。

３　応募資格

応募しようとする事業者は、次の（１）から（７）までの項目を応募時点から選定まで全て満たしている必要があります。また、指定候補事業者に選定された場合は、事業所開設・指定までの期間もこれらを引き続き満たしている必要があります。

（１）法人格を有し、直近３期分の財務諸表を提出することができること。（看護小

規模多機能型居宅介護のみの場合は、病床を有する診療所を開設している者も可)

ただし、法人の組織変更等により、新法人の実績がこれを満たさない場合は、前身の法人のものも含めて直近３期分の財務諸表を提出することができること。

（２）介護保険法に定める指定の欠格事由に該当しないものであること。

（３）国税及び市県民税を滞納していないこと。

（４）会社更生法、民事再生法等による更生又は再生手続きを行っている法人ではないこと。

（５）藤沢市暴力団排除条例（平成２３年藤沢市条例第１８号）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

（６）地域密着型サービスの趣旨に沿った事業所運営を行うこと。

（７）本要項に定める事前届出受付期間中に本市に必ず事前届出を行うこと。

４　日常生活圏域別（１３地区）の現状

日常生活圏域別（１３地区）の地図

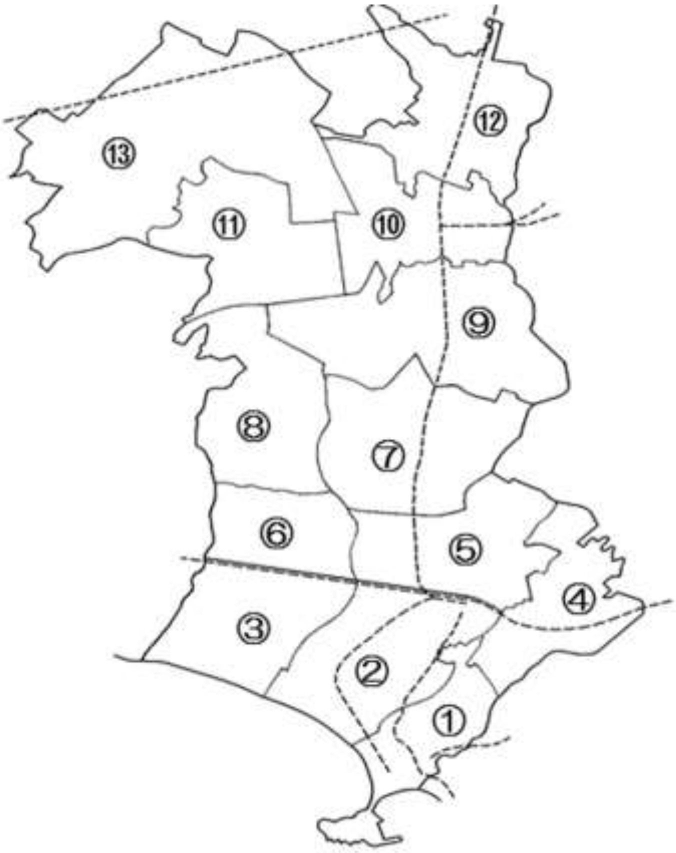

２０２２年（令和４年）９月末現在

		総人口	高齢化率	65歳以上人口	75歳以上人口	認定者数		既存事業所数	
						人数	対65歳以上人口比	看護小規模	定期巡回
1 片瀬	片瀬1～5丁目・片瀬海岸1～3丁目・片瀬山1～5丁目・片瀬目白山・江の島1～2丁目	20,470	28.2%（第3位）	5,782	3,379	1,290	22.3%（第1位）		
2 鵠沼	鵠沼の一部・南藤沢・鵠沼東・鵠沼海岸1～7丁目・鵠沼松が岡1～5丁目・鵠沼桜が岡1～4丁目・鵠沼藤が谷1～4丁目・本鵠沼1～5丁目・鵠沼花沢町・鵠沼橘1～2丁目・鵠沼石上1～3丁目・片瀬	60,315（第1位）	24.1%	14,506	8,107	2,838（第1位）	19.6%	1	1
3 辻堂	辻堂1～6丁目・辻堂元町1～6丁目・辻堂大平台1～2丁目・辻堂東海岸1～4丁目・辻堂西海岸1～3丁目	45,189（第3位）	22.3%	10,090	5,675	1,956	19.4%		1
4 村岡	弥勒寺・弥勒寺1～4丁目・宮前・小塚・高谷・渡内・渡内1～5丁目・柄沢1～2丁目・村岡東1～4丁目・川名・川名1～2丁目・並木台1～2丁目	31,954	21.1%	6,744	3,677	1,251	18.5%		
5 藤沢	朝日町・藤沢(南)・藤沢1～5丁目・本町1～4丁目・鵠沼の一部・鵠沼神明1～5丁目・西富・西富1～2丁目・大鋸・大鋸1～3丁目・藤が岡1～3丁目	47,748（第2位）	23.0%	11,005	6,041	2,233（第3位）	20.3%（第2位）	2	
6 明治	辻堂神台1～2丁目・辻堂新町1～4丁目・羽鳥1～5丁目・城南1～5丁目	32,637	21.6%	7,059	3,679	1,368	19.4%		1
7 善行	藤沢（北）・善行1～7丁目・本藤沢1～7丁目・善行団地・立石1～4丁目・花の木・みその台・善行坂1～2丁目・白旗1～4丁目・大庭の一部・稲荷・稲荷1丁目・亀井野の一部・西俣野の一部	41,986	27.4%	11,519	6,589	2,266（第2位）	19.7%（第3位）		
8 湘南大庭	大庭の一部・石川の一部・遠藤の一部	32,172	32.9%（第1位）	10,599	5,634	1,660	15.7%	1	
9 六会	亀井野の一部・亀井野1～4丁目・今田の一部・円行の一部・円行1丁目の一部・石川の一部・石川1～4丁目・西俣野の一部・天神町1～3丁目・遠藤の一部	36,310	21.9%	7,963	4,278	1,497	18.8%	1	
10 湘南台	今田の一部・円行の一部・円行1丁目の一部・円行2丁目・石川の一部・桐原町・湘南台1～7丁目・土棚	32,329	19.4%	6,257	3,469	1,174	18.8%		1
11 遠藤	石川5～6丁目・石川の一部・遠藤の一部	11,920	24.1%	2,870	1,489	544	19.0%		
12 長後	長後・高倉・下土棚	33,834	26.6%	8,995	5,124	1,667	18.5%	2	
13 御所見	用田・葛原・菖蒲沢・打戻・獺郷・宮原	17,932	29.3%（第2位）	5,252	3,016	1,020	19.4%		

※既存事業所数は、募集要項公開時点で開設が見込まれている事業所を含みます。

※日常生活圏域の詳細については、介護保険課にお問い合わせください。

５　応募方法

（１）事前届出について

応募しようとする事業者は、次の受付期間内に事前届出書類を電子メールで提出し、介護保険課にメール到達確認の電話連絡をしてください。事前届出書類の提出先及び提出書類については、後掲の「１４　問合せ先」及び「１５　提出書類一覧」をご参照ください。事前届出書類到達日から５営業日以内に受領通知を書面にて発送いたします。

＜事前届出書類　受付期間＞ **２０２３年（令和５年）４月２０日（木）から５月３１日（水）まで**

（２）応募について

事前届出書類を提出した後、次の受付期間内の指定した日時に来庁し必要書類を提出してください。指定日時及び提出先については、前述の受領通知にて通知します。指定日時に来庁できない場合は本課までご連絡ください。応募書類については、後掲の「１５　提出書類一覧」をご参照ください。

＜応募書類　受付期間＞ **２０２３年（令和５年）６月６日（火）から６月３０日（金）までの指定した日時**

（３）質問の受付及び回答について

本募集に関する質問については、次の受付期間内に所定の質問票を使用して電子メールで提出してください。電話やＦＡＸ等での質問は受け付けません。質問票を提出できるのは、事前届出書類を提出した事業者のみです。

回答については質問票提出者に電子メールでお答えします。他の応募事業者にも周知すべきものについては、本市ホームページ上にてお知らせいたします。

なお、公平性を期すため、受付期間終了後の質問は受け付けません。また、応募状況や他の応募者に関する情報、法令等により確認できる事項についてはお答えできません。

＜質問票　受付期間＞ **２０２３年（令和５年）４月２０日（木）から６月３０日（金）まで**

（４）留意事項

①提出書類は、原則Ａ４判縦で統一してください。応募書類については、正本１部、副本８部を作成してください。なお、副本は正本の写しとしてください。

②応募書類は、応募書類チェックシートを表紙に付け、各様式の書類番号をインデックスに表示し、１部ずつＡ４フラットファイル（紙）に綴じてください。

③ファイルの表紙と背表紙には、「法人名」「整備年度」「圏域」「サービス種別」を表示してください。

④図面はＡ３判とし、Ａ４サイズ（Ｚ折り）に折り込んでください。

⑤事業所整備と明らかに関連のない、法人等の宣伝活動や営業活動等に係る書類等は添付しないでください。

⑥必ず受付期間内に必要書類を提出してください。原則、受付後の書類提出（差替え、再提出、追加提出含む）は認めません。

⑦事前届出書類又は応募書類等の内容に基づき市が必要と判断した場合は、書類の再提出や追加提出等を求めることがあります。別に指定する期間内に必要書類を提出してください。

　また、市が必要と判断した場合は、関係機関等に確認等を行います。その結果、明らかに事業所整備が見込まれない場合や応募要件を満たさないと判断したものについては、応募書類を受付しないことがあります。

⑧事前届出書類受付期間終了後、応募書類提出時点において、整備予定地及びサービス種類を変更することはできません。

６　地域住民等への説明

地域密着型サービス事業所の運営には、地域住民等との連携・協力が欠かせません。本募集に応募する前に地域住民（事業予定地の近隣住民、隣接地権者、自治会・町内会長、民生委員等）に対し、事業計画や建設工事等について説明してください。

地域住民等への説明は、書面等の形式的な説明だけではなく、建設工事や事業所運営が円滑に進められるよう、十分に理解し協力が得られた状態であることが重要です。

なお、事業計画等の説明後に本事業計画を中止する場合は、後日その旨も地域住民等に必ず報告してください。

７　応募要件

【　全サービス共通　】

（１）原則、２０２５年（令和７年）３月３１日までに開設すること。

（２）整備予定地近隣の地域住民へ事業計画の事前説明を十分に行い、理解を得られた状態であること。

（３）応募する事業計画が、都市計画法、建築基準法、消防法その他関連する法令等の基準を満たしていること。

（４）整備予定地が市街化区域であること。

（５）整備予定地の土地及び建物が災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンに該当する区域でないこと。

※１４　災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンをご確認ください。

（６）直近３期分の財務状況のうち１期でも債務超過がないことかつ長期的に安定した運営が可能であること。

（７）２階以上の階層に居室を設ける場合は、可能な限り居室に面したバルコニーを設置し、原則として避難階段に接続すること。１階の場合であっても、２方向以上の避難経路を確保すること。

（８）スプリンクラーを設置すること。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は除く。

（９）整備予定地の土地及び建物について、所有権を有することもしくは取得が見込まれること、又は賃貸借契約の締結が確実であること。使用貸借契約による確保は不可とする。（土地売買契約確約書又は賃貸借契約確約書等を提出すること）

(10) 土地及び建物に原則として抵当権又は根抵当権が設定されていないこと。ただし、抹消確実な見通しがあるものは可。また、当該地域密着型サービスを整備するための借入金を被担保債権とする抵当権の設定は可とする。

(11) 整備予定地の土地及び建物を賃借する場合、土地所有者又は建物所有者が本事業計画に基づく事業の運営に必要な長期間の賃貸借契約を締結することに承諾していること。

(12) 藤沢市介護施設等整備事業費補助金を活用する場合は、補助金の交付決定後に事業着手すること。

【　看護小規模多機能型居宅介護　】

（１）住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。

（２）同一建物内又は同一敷地内に高齢者向け集合住宅（サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等）を併設する場合、事業所の所在する同一建物内又は同一敷地内に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を行うこと。

（３）サテライト型事業所を整備する場合は、本体事業所との距離が自動車等による移動に要する時間が概ね２０分以内の近距離であること。

（４）村岡地区での整備を予定する場合、村岡新駅の計画地域に該当しないか関係各課に確認すること。

【　定期巡回・随時対応型訪問介護看護　】

（１）定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービスについては事業開始から少なくとも１年間は応募事業者が自ら行うこと。

（２）通常の事業の実施地域については日常生活圏域単位を基本とし、地域全体へのサービスを積極的に行う事業計画であること。

（３）同一建物内又は同一敷地内に高齢者向け集合住宅（サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等）を併設する場合、事業所の所在する同一建物内又は同一敷地内に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うこと。

（４）指定候補事業者に選定後、夜間対応型訪問介護の指定を受けるよう努めること。

（５）村岡地区での整備を予定する場合、村岡新駅の計画地域に該当しないか関係各課に確認すること。

８　審査・選定方法

応募書類の受付終了後、藤沢市地域密着型サービス事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、指定候補事業者を選定します。

選定方法は、「応募書類の審査」、「応募事業者によるプレゼンテーション（１事業者あたり１５分）」、「質疑応答」によって評価・採点します。

開催日時及び場所の詳細については、応募書類受付期間終了後、各応募事業者へ文書により通知いたします。

（１）選定委員会の概要

開催時期　　８月上旬予定

開催場所　　藤沢市役所本庁舎内

委員会構成　福祉部長、地域共生社会推進室長、福祉総務課長、
高齢者支援課長、介護保険課管理職、財務の専門家、福祉関係者

（２）評価基準について

別紙「藤沢市地域密着型サービス事業者等選定基準表」に基づき評価します。

（３）当日出席者について

応募事業者側の出席者については、法人代表者、法人に属する地域密着型サービス事業部門の責任者又は管理者就任予定者その他これらに準ずる方であって、応募した事業計画の内容を理解している方（原則３人まで）とします。

９　選定後の流れ

（１）結果通知

選定委員会による審査の結果（指定候補事業者としての選定の可否）は、全ての応募事業者に対してそれぞれ文書によって通知します。

（２）選定から指定・開設まで

指定を前提とした事前協議を行います。選定された指定候補事業者は、自己資金、借入金、補助金等により事業所を整備し、指定地域密着型サービス事業所としての指定を受けた後は、自ら運営していただきます。

１０　応募にあたっての留意事項

（１）重複応募等の禁止

同一の事業者が複数のサービス及び整備予定地で同時に応募することは原則として不可とします。ただし、本要項で募集しているサービスのうち、複数のサービスを併設して事業所を整備する場合はこの限りではありません。

（２）応募書類提出後の取下げ

応募を取下げする場合は、取下届（任意様式）を提出してください。

（３）関係法令に関する手続き

老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法、バリアフリー法、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例、藤沢市風致地区条例等の関係法令の規定を遵守するほか、関係する法令等に沿った事業計画としてください。詳細については各関係部署に事前に相談してください。

（４）その他の留意事項

①応募事業者は、応募書類の提出をもって応募要件等を承諾したものとみなします。

②応募にあたっての費用は全て応募事業者の負担になります。

③提出書類は、理由を問わず返却いたしません。

④応募の状況等の問い合わせには一切回答できません。

⑤応募書類は、藤沢市情報公開条例に基づき開示されることがあります。

⑥指定候補事業者の選定は、介護保険法上の指定を確約するものではありません。

⑦指定候補事業者に選定されなかったこと又は応募要件を満たさない場合や「１２　禁止事項と欠格事項等」の規定により応募が無効とされたことに伴い、応募者に生じた一切の損害について、藤沢市が責任を負うことはありません。

⑧土地所有者、地域住民、その他関係者とのトラブルについて、藤沢市はいかなる損害賠償請求や求償その他一切の責任を負うことはありません。応募にあたっては、関係者等への詳細な説明と正確な意向確認を行ってください。

１１　藤沢市介護施設等整備事業費補助金

補助金を活用した事業所整備を希望される場合は、選定委員会による選定を受ける必要があります。

また、補助内容や金額等の詳細については、別掲の藤沢市介護施設等整備事業費補助金交付要綱をご覧いただき、必要な手続きを確認してください。本募集とは別に、補助金に係る申請書類等の提出が必要となります。

藤沢市介護施設等整備事業費補助金は、神奈川県の補助制度（地域医療介護総合確保基金）を活用しており、県の審査のもと交付決定がされるため、市が指定候補事業者に選定した場合でも、必ずしも交付されるとは限りません。交付されなかった場合も念頭に、事業計画を策定してください。なお、国や県の動向により、補助対象内容及び補助対象要件が変更される可能性がありますので、ご承知おきください。

１２　禁止事項と欠格事項等

（１）選定委員会の審査前に、次のいずれかに該当した場合、審査を行うことなく不適とします。

①選定委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡又は接触した場合
②市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

（２）選定委員会の審査後に、次のいずれかに該当した場合、不適とします。

①提出書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
②建設場所、サービス種類の変更があった場合
③市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
④応募後に応募資格（「３　応募資格」参照）に適合していないことが判明した場合又は適合しなくなった場合は不適とします。

１３　スケジュール

令和５年	４月２０日(木) ～５月３１日(水)	事前届出書類受付期間
	６月６日(火) ～６月３０日(金)	応募書類受付期間
	８月上旬予定	藤沢市地域密着型サービス事業者等選定委員会
	８月下旬予定	各応募事業者に選定結果を通知
	９月以降	指定を前提とした事前協議開始（指定候補事業者）

令和6年	４月頃	補助金交付申請
	８月以降	補助金交付決定（予定）
	補助金交付決定後	事業着手

※補助金交付決定時期については、例年のスケジュールをもとに記載しています。神奈川県の審査進捗状況次第で交付決定時期が変更される可能性があります。

１４　災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン

区域		指定
災害レッドゾーン	災害危険区域（出水等） 〈建築基準法〉	藤沢市
	土砂災害特別警戒区域 〈土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律〉	神奈川県
	地すべり防止区域 〈地すべり等防止法〉	国土交通大臣、農林水産大臣
	急傾斜地崩壊危険区域 〈急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律〉	神奈川県
	津波災害防災特別警戒区域 〈津波防災地域づくりに関する法律〉	神奈川県、藤沢市の条例
	浸水被害防止区域 〈特定都市河川浸水被害対策法〉	神奈川県
災害イエローゾーン	浸水想定区域 〈水防法〉	（洪水）国土交通大臣、神奈川県 （雨水出水）神奈川県、藤沢市 （高潮）神奈川県
	土砂災害警戒区域 ＜土砂災害警戒区域等における土砂災害防災都道府県知事対策の推進に関する法律＞	神奈川県
	都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 ＜特定都市河川浸水被害対策法＞	国土交通大臣、神奈川県 等
	津波災害警戒区域 ＜津波防災地域づくりに関する法律＞	神奈川県

１５　問合せ先

所在地	〒２５１－８６０１藤沢市朝日町１番地の１（本庁舎２階）
担　当	藤沢市　福祉部　介護保険課 総務・給付担当
電　話	０４６６－５０－８２７０
ＦＡＸ	０４６６－５０－８４４３
Ｅメール	fj1-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp

１６　提出書類一覧

様式	書類名（標題）	書類番号	
		事前届出 正本１部	応募 正本１部 副本８部
A－1	事前届出書	①	／
A－2	応募申込書	／	(1)
B	事業計画概要書	／	(2)
C	開設後３年分の事業収支計画表	／	(3)
D	事業所運営方針	／	(4)
任意様式	整備予定地の周辺地図（案内図）及び公図写し	②	(5)
任意様式	土地・建物（既設のみ）の現況写真	③	(6)
任意様式	建物の平面図	／	(7)
任意様式	土地・建物の取得等についての計画書（契約確約書等）	／	(8)
任意書式	人材確保計画スケジュール	／	(9)
任意書式	職員研修計画スケジュール	／	(10)
任意様式	事業工程表	④	(11)
E	事業所の整備	／	(12)
F	役員等の名簿	／	(13)
任意様式	直近３期分の財務諸表（※）	／	(14)
任意様式	実地指導等における提出済みの改善報告書の写し	／	(15)

様式	書類名（標題）	書類番号	
		事前届出 正本１部	応募 正本１部 副本８部
任意様式	住民説明会等の開催状況及びその議事内容等		(16)
任意様式	理事会、役員会等の開催状況及びその議事内容等		(17)
任意様式	法人登記事項証明書		(18)
任意様式	主たる事務所の所在地の市区町村税の納税証明書		(19)
任意様式	国税の納税証明書		(20)
G	誓約書		(21)
任意様式	土地登記事項証明書		(22)
任意様式	建物登記事項証明書（既設の場合のみ）		(23)

※組織変更等により前身の法人のものしか提出できない場合はそれでも可とします。